

永田浜ウミガメ保全協議会の事業について

◆これまでの取り組み

(平成 28 年度)

永田浜ウミガメ保全協議会は設立以降、観察ルールの策定やウミガメシーズンにおける保護柵の設置を通して、永田浜やウミガメの繁殖環境の保全に寄与してきた。

しかし、近年は保全活動等において重要な役割を担ってきた NPO 法人の活動休止をはじめ、永田浜をめぐる状況は転換期にある。そこで、まずは関係機関で現状を認識し、保全協議会の活動をさらに充実させていくことで、この転換期を克服することとした。

(平成 29 年度)

永田浜やウミガメの保全等に必要だと考えられる事業等 (= 保全事業等) の整理及び必要度などの評価を行った。また、必要に応じて事業の役割分担を早急に行い、平成 30 年度から試行していくこととした。

(平成 30 年度第 1 回)

保全事業等を試行して確認された課題等への対応については、事務局や各機関のみで対応することが困難な部分も多く生じており、専門家意見を聴取したうえで各機関が対応案を検討し、次回協議会で最終的な協議を行うこととした。

◆検討内容

~~(平成 29 年度第 2 回) 別紙①の作成~~

- ~~・ NPO 法人屋久島うみがめ館の事業を含めた各事業のリストアップ~~
- ~~・ リスト内容について追加、修正、削除の検討~~
- ~~・ 評価方法の認識共有~~
- ~~・ 各事業の必要度、対応状況の評価~~

~~(平成 29 年度第 3 回) 別紙①のリバイス~~

- ~~・ 別紙①について第 2 回からの変更箇所の確認 (「対応方針」除く)~~
- ~~・ リストのうち、「対応方針」を協議~~
- ~~—— (議論の優先順位: ~~赤字~~ → ~~黒字~~)~~

(平成 30 年度)

- ・ 平成 30 年度実施事項の報告と再評価、継続に関する協議
- ・ 平成 30 年度に実施できた事業について、最低限必要ラインの検討
- ・ 第 3 回で対応が決まらなかった事業について「対応方針」の協議
- ・ (必要に応じ) 専門意見の聴取

各保全事業等の対応方針について (案)

◆モニタリング ~~(オレンジ色)~~

目的：当協議会の目的（規約第1条）「…永田浜において、ウミガメの保護及びその産卵・ふ化環境の保全と、当該地域の適正な利用のあり方を検討する…」を達成するために必要な情報を得ることを目的とする。

備考：モニタリング項目は精度が高ければ高いほど良い。しかし、人員や予算確保の面から、現実的に考えていくことが必要。まずは、永田浜のうち最も人の利用が多いと思われるいなか浜や前浜を中心に情報を収集していくこととする。

■①モニタリング（上陸産卵回数頭数、ふ化個体数）

A. 上陸回数頭数と場所、産卵行動の成否とその理由の記録

B. 標識個体の記録

【実施主体】①環境省（マリンワーカー事業「上陸産卵回数頭数調査業務 ~~(仮)~~」 ~~予算要望中~~）

~~_____~~ ②永田区・永田ウミガメ連絡協議会

【調査期間】①ウミガメ産卵期 4月下旬～8月上旬（予定）

~~_____~~ ②5月～7月 20時～23時

~~_____~~ （ウミガメ観察会中に上陸・産卵したものを記録する）

~~_____~~ ~~5月中旬～7月中旬 20時～24時~~

~~_____~~ ※知見によれば、20時～24時の間でほぼ毎年安定して全体の6割を占めている（NPO法人屋久島うみがめ館；2011）。

~~_____~~ ⇒ある程度精度のある全体頭数の推定が可能。人員確保も現実的。

【場 所】いなか浜（送陽邸下～マリンプル一下）

【調査方法】以下の項目について調査し、記録用紙にまとめる。

A. 上陸・産卵回数頭数 ~~(夜間調査のみ)~~

B. 上陸・産卵場所

※NPO法人の知見から、浜をA地区～D地区の4つにわけるとする。

C. 上陸時間帯 (②のみ)

D. 戻りの要因 (②のみ)

※落ち葉や石などの自然要因を把握することは難しいので、人的要因

（車ライト・人ライト・人気配・音）のみを可能な範囲で記録する。

E. タグナンバーの確認 (②のみ)

※ウミガメの産卵行動に支障がない範囲で可能な限り実施

F. 産卵数 (②・移植巣のみ)

~~_____~~ ※可能な限り実施

【備考】上陸や産卵の有無を記録。

~~足跡調査は、人材や予算確保の面から現実的ではないため、平成30年度では実施しない。~~

毎年継続して調査を行う必要があるのか、隔年の調査でも問題ないのかについては、専門家意見を踏まえ今後検討していく。

C. ふ化個体数の計測、ふ化率と脱出率の把握

【実施主体】①保全協議会全体

②永田区・永田ウミガメ連絡協議会

【調査期間】~~8月7月下旬~~～9月中旬 ~~早朝もしくは夕方~~ 週に1度

①週に1度

②期間中毎日

※期間中各調査箇所 30～100 巣を目指す（＝合計 60～200 巣）。

~~膨大なサンプル数を1年で確保することは現段階では不可能。~~

【場所】いなか浜（~~図1参照~~）保護柵内外

【調査方法】以下の項目について調査し、記録用紙にまとめる。調査対象巣は初脱出日から~~5日間~~3日間以上空けてから調査を実施する。初脱出日については、永田区・永田ウミガメ連絡協議会が主に把握する。

A. 巣内の総産卵数とふ化個体数または残存個体数

B. （死亡している場合は）発生段階や状態

※死亡した個体の発生段階などを調べることで、死亡原因を推察する。

【備考】自然公園法や各条例の手続きは事務局で行う。生存個体が発見された場合は、食害や個体への生態的影響を最小限とするため、夜間に放流する。踏圧によるふ化率や脱出率への影響については明らかになっていないが、悪影響を及ぼすと示唆されている知見もある（2003；Kudo et al.、2004；工藤ら、2004；山田 和田、2005；NPO 法人屋久島うみがめ館、2011）。そのため、保全協議会としては予防原則に基づき傾向を把握することとしたい。

■②モニタリング（繁殖環境）

A. 砂中温度（植生帯、中間帯、浜帯）の測定

【実施主体】屋久島町~~（機器をH30年度設置予定？）~~

温度計を、20cm、40cm、60cm、の深さに3か所程度設置する。

【備考】C. ふ化個体数の計測、ふ化率と脱出率の把握の結果とあわせ、モニタリングを行う。

B. 浜の定点撮影（1回/月）

【実施主体】環境省~~（職員直営）~~

※これまで実施してきたいなか浜②～④は変化が大きいため中止し、その他の箇所については頻度を2ヶ月に1度とする。

【備考】NPO 法人屋久島うみがめ館がこれまで定点撮影を実施してきたモニタリング地点（前：2箇所、いなか：2箇所、四つ瀬：1箇所）がある。可能であれば引継ぎたいが、撮影の時間帯や潮位の設定が詳細に決められているため、環境省では実施しきれない。

■③モニタリング（利用状況）

入浜者数の計測（カウンターまたは人による計測）

【実施主体】○屋久島町~~（カウンターをH30年度設置予定？）~~

◆永田区・永田ウミガメ連絡協議会（ウミガメ観察会参加者）

□環境省（マリンワーカー事業~~「利用適正化業務」~~—予算要望中）

+鹿児島県・屋久島町（ウミガメ保護監視業務）

【実施期間】○終日

◆5月～7月 19:30～23:00

□5月～8月 未公表

+5月～8月（うち70日間）

【場所】○前浜（階段~~・未定~~）、いなか浜（駐車場階段）、四つ瀬浜（浜入り口~~・未定~~）

◆いなか浜

□いなか浜、前浜（予定）

+永田浜

◆~~保全活動(水色)~~

目的：当協議会の目的を達成するために、モニタリング項目で得られた情報をもとに、適正な対策や改善策を講じることを目的とする。

備考：可能な限り自然状態を理想とし、過度な人的保護は避ける。

■④繁殖環境保全

A-1. ~~遮光版~~・遮光林の管理

【実施主体】屋久島環境文化財団（遮光林管理における業務委託）

【備考】~~必要に応じて、遮光板設置も検討していく。~~

~~効果的な遮光林づくりを検討する。~~

A-2. 遮光板の設置・管理

【実施主体】屋久島町、永田区・永田ウミガメ連絡協議会

B. 海岸清掃

【実施主体】保全協議会全体（各機関、さまざまな事業に参加）

【備考】台風後やしけなどにより卵の散乱や多量の漂着ゴミ等が確認された場合、初動は永田区・永田ウミガメ連絡協議会が対応する。規模が大きい場合、関係機関で対応を協議する。

■⑤ウミガメの救出・保護

A-1. 踏圧や流出のおそれのある産卵巣の保護や移植

【実施主体】保全協議会全体

【場所】いなか浜、前浜

【実施期間】4月～9月

【実施方法】保護柵を設置し、観光客が産卵巣を踏みつけないよう協力を求める。

A-2. 踏圧や流出の影響を受けるおそれのある産卵巣の移植

【備考】卵の移植の必要性については科学的にも議論が続いている状況であり（ヒアリング結果から）、協議会として積極的に移植を推進することは控えた
い。ただし、各機関において必要性を判断して自主的に実施することを妨
げるものではない。

~~「④C. ふ化個体の計測…」と同様の考え方。踏圧によるふ化個体等への影響は不明な点もあることから、当面は保護柵による保護は実施するが、移植は実施しない。ただし、モニタリングの結果によっては今後実施を検討する。流出巣については、移植によって保護柵内の密度が高まり、自然巣のふ化率に影響を与える可能性があるため、平成30年度では実施しない。~~

B. 帰海できなくなった個体の救出、通報受け入れ

【実施主体】永田区・~~→~~永田ウミガメ連絡協議会（救出、通報先）、屋久島町（補助）

【備 考】救出の際、日時や原因をとりまとめる。

■⑥適正利用の推進

A. 観察ルールの策定、検討

【実施主体】保全協議会全体

B. 観察ルールの指導

【実施主体】③モニタリング（利用状況）と合わせて実施。

※カウンターは除く。

■⑦砂浜の保全に関すること

【実施主体】保全協議会全体

【備 考】砂浜の減少や植生帯の衰退が様々な方面から指摘されている。保全協議会の体制が安定するまでは現状把握や情報収集に留めるが、数年内に対策を講じる必要がある。モニタリングで得られた結果を海岸管理者に共有する。

◆CEPA~~(緑色)~~

目的：当協議会の目的を達成するために、当協議会の活動及び永田浜やウミガメに関して多くの人の理解・協力を得ることを目的とする。

■⑧普及啓発

【実施主体】保全協議会全体（各機関 HP や配布物などを通じた普及啓発活動）

■⑨環境教育

【実施主体】永田区・永田ウミガメ連絡協議会（ウミガメ観察会）
環境省（出前授業 必要に応じ）

■⑩他機関とのコミュニケーション

A. 専門知識の蓄積

【実施主体】事務局鹿児島県（専門家ヒアリング、会議出席調整など）

B. 人材確保、資金調達

【実施主体】保全協議会全体（各機関の役割を發揮できるよう最大限努力）

■⑪人材育成

【実施主体】環境省、屋久島町、永田区・永田ウミガメ連絡協議会

~~【時期】平成30年3月下旬~~

【内 容】 ・自然公園法について（環境省）
・ラムサール条約について（環境省）
・鹿児島県ウミガメ保護条例について（屋久島町）
・永田浜ウミガメ観察ルールについて（環境省）

【備 考】新規取り組み事項として、連絡協議会向けの事前レクチャーを実施~~した~~
~~い~~。CEPA をうまく機能させるためには、現場で活躍する人材の育成が重要。今後は、専門家を交えた研修を積極的に検討し、観察会や調査技術の質を向上させていくことも視野に入れる。
~~観察会実施者以外の人材育成については、今後検討していく。~~